

下平勇樹家文書 解題

1. 請求番号

P97101

2. 文書群名

下平勇樹家文書

3. 伝存地

前橋市（下平家現住所）。但し、文書の内容は高崎宿田町（現高崎市田町）にあった高崎秤座荒木家文書。

4. 資料形式

古文書、マイクロフィルム（紙焼、画像データ）

5. 数量

71（文書番号はNo.62 迄、他に番外 1 番号有、木箱 2 には番号は付与していないが 71 点の中に含まれる）

6. 年代

元禄 11 年（1698）～明治 27 年（1894）

7. 地名

高崎田町／高崎町大字田町（明治 22 年）／高崎市田町（明治 33 年）

8. 管轄

井伊直政（慶長 3 年に田町成立）／酒井家次（慶長 9 年）／松平（戸田）康長（元和 2 年）／松平（藤井）信吉（元和 3 年）／安藤家（元和 5 年）／松平（大河内）家（元禄 8 年）／間部詮房（宝永

7 年）／松平（大河内）家（享保 2 年）／高崎県（明治 4 年）／（第 1 次）群馬県（明治 4 年）／熊谷県（明治 6 年）／（第 2 次）群馬県（明治 9 年）

9. 伝来

平成 9 年 10 月 6 日、高崎市史編さん近世部会で調査。平成 10 年に高崎市へ寄贈（但しNo.2・43～47 除く）され、現在は高崎市立中央図書館所蔵。

下平家は高崎秤座であった荒木家の遠縁にあたり、資料や元紺屋町善念寺にある荒木家墓所の管理を行っているという（「市史編さん事務局ニュース」第 107 号）。

10. 地域の概要

高崎宿田町（たまち）は、高崎城下に置かれた中山道の宿駅である高崎宿の中心部に位置した（高崎市役所から北東に 500～600m）。南側が連雀町で北側が九蔵町であり、町内は南から一～三丁目があった。江戸時代の田町の概要については、「荒木家文書（高崎秤座関係文書）B」の〔地域の概要〕の項目を参照のこと。

11. 文書群の特徴

内容は下平家の遠縁にあたる江戸時代には高崎宿田町にあった高崎秤座（役所）荒木家文書の一部であり、下平家に関する文書は存在しない。本文書群中には江戸時代～明治時代半ばまでの文書ばかりではなく、高崎秤座関係の木製御用箱や金属製あるいは木製の印鑑などの実物資料も含まれている。秤（はかり）座とは、江戸時代に幕府によって江戸と京都に設置され、秤の製作・販売・修補・部品取替・悪秤没収・秤改めを独占していた役所（秤役所ともいう）である。江戸幕府は幕府細工所に属した守随（しゅずい）家によって東 33 カ国を管掌した。京都秤座は神（じん）家によって西 33 カ国を管掌した。両秤座は各地に「出張所」や「出店」を開設し（明

治7年には東33カ国で38カ所)、その主務者を「名代役」と呼んだ。このうちの 하나가高崎秤座であった。高崎秤座は名古屋秤座とともに江戸秤座守随家の分家によって開設された由緒があり、荒木姓を名乗って世襲し、地方秤座名代役の筆頭として本家守随家から遇されていた。なお、秤座の取り扱う主な秤は棹(さお)秤であり天秤(てんびん)については取り扱っていない。高崎秤座の詳しい概要については、「荒木家文書(高崎秤座関係文書)B」の〔文書群の特徴〕の項目を参照のこと。

本文書群に残る江戸時代の文書はわずかであるが、嘉永元年(1848)改の「江戸秤座御役所御用状帳」(No.1)などは、あきらかに江戸秤座の守随家から高崎秤座への御用状をまとめた文書である。また、元禄期に高崎秤座が開設されるにあたって守随本家から与えられた「守随家系図」(No.42・44)などもある。ただし、「荒木家系図」(No.43)では、同一出所と推定される「荒木家文書(高崎秤座関係文書)B」に含まれる寛政12年(1800)6月の「上州高崎秤座由緒書」(No.1)における荒木家当主の代数の数え方とは異なる記載などがある。また、「荒木家文書(高崎秤座関係文書)B」では、明治6年(1873)時点で荒木家当主であった荒木九一郎が「北第五大区小三区戸長」に就任したことは分かるが(No.41)、明治時代に荒木家が秤業とどのように関わったかが不明であったが、本文書群には明治時代半ばの文書が残されており、その後の経過がある程度判明する。本文書群に残る明治6年12月の文書(No.49)によれば、九一郎は新規質屋稼業を願い出て許可されている。この九一郎は明治9年には死亡するのであるが(近藤章『墓石は語る』)、その後10年間の荒木家の様子は不明だが、荒木喜八が差出した明治19年2月の「鑑札御書換願」(No.6)によれば、荒木家は「権衡・斗量・尺度各免許鑑札」を「私養子九一郎名前にて所持営業」していたが、「九一郎離別」のため「私(喜八)再相続」を願い出て許可されている。この「養子九一郎」と「喜八」がどのような人物であるかは不明であるが、その「九一郎」名義で明治19年まで秤関係の家業(衡器及び量器販売)を継続

していたと考えられる。その後、喜八は明治27年1月までは精力的に「衡器及量器販売」に取り組んでいる様子が本文書群からわかる。ところが明治27年1月には「衡器売捌廃業御届」(No.32)を提出している。これは同年4月の喜八の若すぎる死没(行年19才・近藤章『墓石は語る』)と関係があると思われる。

以上のように下平勇樹家文書は、下平家が荒木家と縁戚関係があったため同家に伝来することになった荒木家文書の一部と推定される。江戸時代の荒木家(及び守随家)の家系関係文書と明治19年~27年迄の荒木喜八関係文書及び高崎秤座関係の実物資料にその特徴がある。

12. 検索手段

本目録

13. 関連資料

荒木家文書(高崎秤座関係文書)A(請求番号:P96061)

荒木家文書(高崎秤座関係文書)B(請求番号:P20091)

14. 利用上の留意点

- ・閲覧制限のある文書あり。
- ・史料の閲覧を希望する場合は、事前に中央図書館市史担当へ相談してください。